

**情報通信審議会 情報通信技術分科会  
携帯電話等周波数有効利用方策委員会（第37回） 議事要旨(案)**

## 1 日時

平成21年12月10日（木）16:00～16:35

## 2 場所

三田共用会議所 3階 D、E会議室

## 3 出席者（敬称略）

委員会構成員：

服部 武 上智大学

若尾 正義 （社）電波産業会

石原 弘 ソフトバンクモバイル（株）

小畑 至弘 イー・モバイル（株）

加藤 伸子 筑波技術大学

菊池 紳一 KDDI（株）

資宗 克行 情報通信ネットワーク産業協会（代理：八木 敏晴）

徳広 清志 （株）エヌ・ティ・ティ・ドコモ

西本 修一 （財）移動無線センター

根本 香絵 国立情報学研究所

平澤 弘樹 （株）ウィルコム

本多 美雄 欧州ビジネス協会

事務局：

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課長 竹内、同課 推進官 高田、同課  
課長補佐 中里、同課 移動体推進係長 白壁、同課 第二技術係長 遠藤

## 4 配布資料

配布資料	配布資料	提出元
資料81-37-1	携帯電話等周波数有効利用方策委員会(第36回)議事要旨(案)	事務局
資料81-37-2	CDMA高速データ携帯無線通信システムの高度化に係る技術的条件(案)に対する意見募集の結果及び委員会の考え方(案)	事務局
資料81-37-3	携帯電話等周波数有効利用方策委員会報告(案) 概要	事務局
資料81-37-4	携帯電話等周波数有効利用方策委員会報告(案)	事務局

## 5 議事概要

### (1) 前回議事要旨について

前回議事要旨(案)(資料81-36-1)は委員に事前に送付されていることから、読み上げは省略して配付のみとし、気づきの点があれば、12/16(水)までに事務局まで知らせることとなった。(その後、修正意見等は特になかった。)

### (2) 報告書案に対する意見募集の結果等について

11月6日から12月7日まで実施された「CDMA高速データ携帯無線通信システムの高度化に係る技術的条件(案)」に対する意見募集の結果等について資料81-37-2に基づき事務局より説明がなされ、その後次のとおり質疑応答があった。

本多専門委員： 3番目の意見に対する本委員会の考え方(案)の「直接の関係はないものと考えます」というのは、「今回の検討は『CDMA高速データ携帯無線通信システムの高度化』であるので、LTEに関することは含まれないので関係ない」という意味か、「基地局、陸上移動局の計算などに関わるものではないので関係ない」という意味か、どちらか。

事務局： 今回の検討はLTEに関することではないということもあるが、特定のエリアでの携帯電話の通話機能等の制限に関しては、例えば音楽ホールでの使用の場合のように、施設管理者等によって、さまざま手法により対策が行われているのが現状である。では、このような制限を義務化するかということ、それを行うには、本当にそれが社会に望まれることなのかどうかということ、また、それを例えば基地局又は陸上移動局に課される強制規格とすることが必要か否かということ等を審議会等の場において審議された上で決定されるべきものであると認識している。

従って、今の時点で、今回検討を行ったCDMA高速データ携帯無線通信システムの高度化に係る技術的条件に項目を追加するということは適当ではないと考えるものである。

もう少し丁寧に書いたほうがよいということであれば、修正したいと思う。

服部主査： 「次の項目を追加していただきたい」という文の扱いに苦慮するところである。「次の項目を追加していただきたい」ということであれば、やはりそれに答える言葉、即ち、先ほどの事務局の回答にあった、①通話機能等の制限に関しては、現在でも施設管理者等によって、さまざまな手法により対策が行われている。②それを義務化することについては、社会的コンセンサスとしてそれが望まれていることなのかどうか、そして、それを義務化する場合、無線設備に課される強制規格とすることが必要か否かということについては、本委員会以外の別の場で議論されるべきものであると考える旨を付記すべきであると思われる。

そのように修正することとし、また、具体的な文言については主査の私に一任ということにさせていただければと思う。

(一同 了)

質疑応答の結果、意見に対する委員会の考え方(案)についての修正は主査に一任することとなり、また、事務局より12月18日までに意見募集の結果の報道発表を行う予定である旨説明がなされた。

次に、事務局より委員会報告(案)について、資料81-37-3、資料81-37-4に基づき第36回会合の資料(資料81-36-2、資料81-36-3)からの修正箇所の説明がなされ、その後次のとおり質疑応答があった。

若尾主査代理： 資料81-37-3 周波数有効利用方策委員会報告(案)概要の6ページに記載のある「3GPP2における標準規格」、「3GPPにおける標準規格」を、他との整合を取るためにそれぞれ「3GPP2仕様」、「3GPP仕様」に修正した方がいいのではないか。

事務局： そのように修正する。

若尾主査代理： 同6ページに記載のある「CDMA2000 1X EVDO Rev. B」という名称のうち、「1X」という部分は残るのか。

菊池専門委員： 「1X」は今後も残る。

服部主査： 同6ページの赤枠の外側の正式名称としては「CDMA2000 1X EVDO Rev. B」ということでよろしいか。

菊池専門委員： そのとおり。

服部主査： 同12ページの②の干渉評価の尺度の項中、「配置パターンが発生する確率が3%以下」という表現は、干渉の発生する配置パターンになる確率が3%ということか？それとも、ある配置パターンで干渉の発生する確率が3%ということか？

若尾主査代理： 様々な配置パターンを20,000回シミュレーションし、その中で許容干渉レベルを超えるような配置パターンになる確率が3%ということである。多少わかり難い表現であるかもしれないが文言は適当である。

### (3) その他

事務局より、12月18日に情報通信技術分科会において本委員会報告(案)を報告し、答申をいただく予定である旨説明があった。

また、「CDMA高速データ携帯無線通信システムの高度化に係る技術的条件」については今回会合をもって終了することから、携帯電話等周波数有効利用方策委員会で審議を再開する際には、服部主査と相談の上、別途事務局より連絡することとされた。

以上